

社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
重要事項説明書

1. 事業者

法人名 社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会  
所在地 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 24 番地の 2  
電話番号 (088) 685-7170 (代)  
代表者氏名 会 長 松 本 久 和 子

2. 事業所の概要

種 類 居宅介護  
名 称 社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会居宅介護支援事業所  
平成 13 年 9 月 10 日指定 徳島県 3670200090 号  
所在地 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 24 番地の 2  
電話番号 (088) 685-7170 (代)  
管理者氏名 近 藤 彰 子  
開設年月 平成 13 年 9 月 10 日

目的及び運営方針

居宅介護支援の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態利用者に対し、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

事業所の介護支援専門員及び管理者（以下「介護支援専門員等」という。）は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るよう、居宅サービス計画の作成にかかる援助を行う。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3. 事業実施地域及び営業時間

通常事業の実施地域 鳴門市（北灘町を除く）

営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日までを除く 臨時休業の場合あり
サービス提供時間帯	午前 8 時半から午後 5 時までとする

#### 4. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して居宅介護支援サービスを提供する職員として、次の職種の職員を配置しています。

管理者兼介護支援専門員 1名（常勤）

#### 5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の負担はありません。

##### (1) サービスの内容

##### ① 居宅サービス計画の作成

利用者の居宅等を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう次の点に配慮して、居宅サービス計画を作成します。

- ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。また、意見を求めた主治の医師等に対して居宅介護サービス計画を交付します。
- ・訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に計画作成者自身が把握した利用者の状態等について、計画作成者から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報を伝えます。
- ・居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者等に、入院時に計画作成者の氏名等を入院先医療機関に提供するよう説明します。

居宅サービス計画の作成の流れ

- 1.事業所は、介護支援専門員に居宅介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。
- 2.事業所は、利用する居宅サービスの選択にあたって、サービスの内容等の情報を適正に利用者に対して提供することとし、利用者は、介護支援専門員に対し、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するように求めることができ、また、居宅サービス計画原案に位置づけた指定居宅サービス事業者等の選定理由について説明を求めることができます。
- 3.介護支援専門員は、利用者及びその家族の置かれた状況などを考慮して、利用者に提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

4.介護支援専門員は、前項で作成した居宅サービス計画の原案に盛り込んだ居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料等について利用者及びその家族等に対して説明し、利用者の同意を得た上で決定するものとします。

②居宅サービス計画作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画の変更

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

④介護保険施設への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合または利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行います。

(2) サービス利用料金

居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。

但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、サービス利用料金の全額をお支払いいただきます。

6. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

7. サービス内容に関する苦情

①当事業所ご利用者様相談・苦情担当

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

- 苦情受付窓口(担当者) 近藤 彰子
- 電話番号 (088) 685-7170 (代)
- 受付時間 月曜日～金曜日(12月29日～1月3日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く) 8:30～17:00

#### ②行政機関その他の苦情機関

鳴門市長寿介護課	電話番号(088) 684-1175
徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課	電話番号(088) 666-0117
徳島県社会福祉協議会	電話番号(088) 654-4461

### 8.事故発生時の対応

鳴門市・国保連合会・医療機関・ご家族等必要に応じすみやかに連絡します。

### 9.秘密保持

居宅介護支援サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。

ただし、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合または、サービス担当者会議等で個人情報を用いることがあります。家族の情報の場合も同様です。

### 10.虐待防止に関する事

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための定期的な研修の実施
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

3 虐待事案が発生した場合の対応及びその他虐待に関する事項については、本会が規定する「虐待防止対応規程」に基づき行うものとする。

4 緊急やむを得ず身体拘束等を行う事案が発生した場合の対応及びその他身体拘束等に関する事項については、本会が規定する「身体拘束等の適正化のための規定」に基づき行うものとする。

## 11. 事業継続計画の策定等

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業継続計画事案が発生した場合の対応及びその他事業継続計画に関する事項については、本会が規定する「事業継続計画」に基づき行うものとする。

## 12. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生、又はまん延防止のために次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う事ができるものとする。）をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

2 感染症の予防及びまん延防止のための事案が発生した場合の対応及びその他感染症の予防及びまん延防止に関する事項については、本会が規定する「感染症の予防及びまん延防止のための指針」に基づき行うものとする。

## 13. ハラスメント防止のための措置

事業者は、介護現場で働く従業者の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止のため、次のとおり取り組むこととする。

(1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しない。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊重や人格を言葉や態度によって傷つけたり、貶めたりする行為

③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求、性的ないやがらせ  
上記の行為の対象者は、従業者、取引先事業者、利用者及びその家族とし、ハラスメントと判断された場合は対象者に必要な措置又は利用契約の解除等を行う。

2 ハラスメント事案が発生した場合の対応及びその他ハラスメントに関する事項については、本会が規定する「職場におけるハラスメントの防止に関する規程」に基づき行うものとする。

居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

<説明者>

徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 24 番地の 2

社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会居宅介護支援事業所

管理者 近 藤 彰 子 ㊞

私は、本書面に基づいて事業所から重要事項の説明を受け理解し、居宅介護支援サービスの提供開始に同意します。

利用者住所

氏名 ㊞

(代筆者 )

緊急時の連絡先① 氏名 (続柄 )

住所

電話番号 自宅

携帯

② 氏名 (続柄 )

住所

電話番号 自宅

携帯